

栃木県多面的機能支払事業費補助金交付要領

制定 平成26年4月1日 農振第45号
 一部改正 平成27年4月9日 農振第10号
 一部改正 平成28年4月1日 農振第2号
 一部改正 平成29年4月3日 農振第102号

(趣旨)

第1条 知事は、農業・農村の持つ多面的機能の維持発展を図るため、栃木県多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け農振第44号。以下「県実施要領」という。)、多面的機能支払交付金交付要綱(平成26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知。以下「多面交付要綱」という。)、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「多面実施要綱」という。)、多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「多面実施要領」という。)、日本型直接支払推進交付金交付要綱(平成28年4月1日付け27農振第2222号農林水産事務次官依命通知。以下「日本型交付要綱」という。)、日本型直接支払推進交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「日本型実施要綱」という。)、日本型直接支払推進交付金実施要領(平成28年4月1日付け27生産第2855号農林水産省生産局長通知・27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知。以下「日本型実施要領」という。)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において多面実施要綱第5に定める事業実施主体(以下「補助事業者」という。)に補助金を交付するものとする。

その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)、その他の規則の特別な定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 栃木県多面的機能支払事業費補助金の名称、交付の目的、交付の対象である事業内容、その交付率及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金の交付の目的	交付の対象である事業の内容	交付率	交付の相手方
1 多面的機能支払交付金				
(1) 農地維持支払交付金	農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮や担い手農家への農地集積という構造改革を後押しする	県実施要領に基づき市町村長が、対象組織の代表者に対し交付金を交付するために必要な経費	3/4以内	市町村
(2) 資源向上支払交付金				
2 多面的機能支払推進交付金				
(1) 市町村推進事業	上記1の事業の円滑な実施	市町村長が日本型実施要綱別紙1の第2に基づいて行う事業に要する経費	定額	市町村
(2) 推進組織推進事業		日本型実施要綱別紙4の第2の3に基づき知事の承認を受けた推進組織の長が、日本型実施要綱別紙1の第3に基づいて行う事業に要する経費		

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長及び推進組織の長が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限	提出機関
1 多面的機能支払交付金								
(1) 農地維持支払交付金	栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払交付金)交付申請書	規則の別記様式第1-1	1	多面的機能支払交付金事業実施計画書	多面実施要領様式第3-4号の別紙1	1	農業振興事務所長が別に定める日	所管する農業振興事務所
(2) 資源向上支払交付金								
2 多面的機能支払推進交付金								
(1) 市町村推進事業	栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払推進交付金)交付申請書	規則の別記様式第1-2	1	日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払交付金に係る推進事業)市町村推進事業実施計画書	日本型実施要領様式第2号の別紙2-1及び別紙2-1別添	1	農業振興事務所長が別に定める日	所管する農業振興事務所
(2) 推進組織推進事業				日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払交付金に係る推進事業)推進組織推進事業実施計画書	日本型実施要領様式第3号の別紙3-1及び別紙3-1別添			

2 市町村長及び推進組織の長は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国の助成割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該補助金の交付の対象となった事業(以下、「補助事業」という。)に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更(第5条の軽微な変更を除く。)をしようとする場合は、あらかじめ、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、その理由を記載した書面により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、日本型交付要綱別表のほか、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 多面実施要綱別紙1の第3に基づく農地維持支払交付金算定の対象となる農用地面積の変更

- (2) 多面実施要綱別紙1の第4に基づく対象活動の変更
- (3) 多面実施要綱別紙2の第3に基づく資源向上支払交付金算定の対象となる農用地面積の変更
- (4) 多面実施要綱別紙2の第4に基づく対象活動の変更
- (5) 多面交付要綱別表に基づく補助事業者の変更
- (6) 日本型交付要綱別表に基づく多面的機能支払交付金に係る推進事業の経費の配分及び事業内容等の変更

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合は、あらかじめ、変更承認申請書（多面的機能支払交付金にあっては別記様式第1-1号、多面的機能支払推進交付金にあっては別記様式第1-2号）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限	提出機関
1 多面的機能支払交付金								
(1) 農地維持支払交付金	栃木県多面的機能支払事業費補助金（多面的機能支払交付金）に係る状況報告書	規則の別記様式第2-1・状況報告用	1	栃木県多面的機能支払事業費補助金（多面的機能支払交付金）遂行状況報告書	別記様式第2-1号	1	農業振興事務所長が別に定める日	所管する農業振興事務所
(2) 資源向上支払交付金								
2 多面的機能支払推進交付金								
(1) 市町村推進事業	栃木県多面的機能支払事業費補助金（多面的機能支払推進交付金）に係る状況報告書	規則の別記様式第2-2・状況報告用	1	栃木県多面的機能支払事業費補助金（多面的機能支払推進交付金）遂行状況報告書	別記様式第2-2号	1	農業振興事務所長が別に定める日	所管する農業振興事務所
(2) 推進組織推進事業							知事が別に定める日	

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限	提出機関
1 多面的機能支払交付金								
(1) 農地維持支払交付金	栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払交付金)に係る実績報告書	規則の別記様式第2-1・実績報告用	1	多面的機能支払交付金事業実績報告書	多面実施要領様式第3-4号の別紙1	1	農業振興事務所長が別に定める日	所管する農業振興事務所
(2) 資源向上支払交付金								
2 多面的機能支払推進交付金								
(1) 市町村推進事業	栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払推進交付金)に係る実績報告書	規則の別記様式第2-2・実績報告用	1	日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払交付金に係る推進事業)市町村推進事業実績報告書	日本型実施要領様式第2号の別紙2-1及び別紙2-1別添	1	農業振興事務所長が別に定める日	所管する農業振興事務所
(2) 推進組織推進事業				日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払交付金に係る推進事業)推進組織推進事業実績報告書	日本型実施要領様式第3号の別紙3-1及び別紙3-1別添			

2 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした市町村長及び推進組織の長は、前項の報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした市町村長及び推進組織の長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第3-1号(3-2号)の消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、多面的機能支払交付金にあっては、多面交付要綱第10の確定、多面的機能支払推進交付金にあっては日本型交付要綱第15の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により、知事に報告しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、補助事業者が消費税の納税の義務が免除される事業者である場合は、売上高を確認できる資料の知事への提出をもって消費税仕入控除税額報告書による報告とみなすことができる。

(補助金の請求)

第9条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表のとおりとする。

補助金の名称	提出すべき申請書及び添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限	提出機関
1 多面低機能支払交付金					
(1) 農地維持支払交付金	【申請書】 栃木県多面的機能支払事業費補助金（多面的機能支払交付金）交付請求書 【添付書類】 1 交付決定通知の写し 2 額の決定通知の写し	規則の別記様式第4-1	1	所管する農業振興事務所長が別に定める日	所管する農業振興事務所
(2) 資源向上支払交付金					
2 多面的機能支払推進交付金					
(1) 市町村推進事業	【申請書】 栃木県多面的機能支払事業費補助金（多面的機能支払推進交付金）交付請求書 【添付書類】 1 交付決定通知の写し 2 額の決定通知の写し	規則の別記様式第4-2	1	所管する農業振興事務所長が別に定める日	所管する農業振興事務所
(2) 推進組織推進事業				知事が別に定める日	農政部 農村振興課

（財産処分の制限）

第10条 規則第24条第1項第2号の規定により知事が定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

（帳簿等の保管）

第11条 規則第23条の規定に定める帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第12条 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要領第3条第2項並びに第8条第2項及び第3項の規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成26年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、平成31年3月31日でその効力を失う。

附 則（平成27年4月9日付け農振第10号）

この要領は、平成27年4月9日から適用する。

附 則（平成28年4月1日付け農振第2号）

- 1 この要領は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この要領による改正前の要領に基づき平成27年度以前に実施した事業の実績報告については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成29年4月3日付け農振第102号）

- 1 この要領は、平成29年4月3日から適用する。
- 2 この要領による改正前の要領に基づき平成28年度以前に実施した事業の実績報告については、なお従前の例によることとする。

(規則の別記様式第1-1)

番 号
平成 年 月 日

〇〇農業振興事務所長 〇〇 〇〇 様

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 印

平成〇〇年度栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払交付金)交付申請書

平成〇〇年度において栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払交付金)〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(〇〇)を交付されるよう、栃木県補助金等交付規則第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

【交付申請額】

多面的機能支払交付金

(1) 農地維持支払交付金

〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(〇〇)

(2) 資源向上支払交付金

〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(〇〇)

計

〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(〇〇)

【添付書類】

- ・多面的機能支払交付金事業実施計画書(多面実施要領様式第3-4号の別紙1)

(注意)

交付申請額の右側に括弧書きで、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(規則の別記様式第1-2)

番 号
平成 年 月 日

〇〇農業振興事務所長 〇〇 〇〇 様
(又は
栃木県知事 〇〇 〇〇 様)

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 印
(又は 住 所
〇〇協議会長 〇〇 〇〇 印)

平成〇〇年度栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払推進交付金)交付申請書
平成〇〇年度において栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払推進交付金)〇〇, 〇〇
〇, 〇〇〇円(〇〇)を交付されるよう、栃木県補助金等交付規則第4条の規定により、次の関係書類
を添えて申請します。

【添付書類】

- ・日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払交付金に係る推進事業)市町村推進事業実施計画書(日本
型実施要領様式第2号の別紙2-1及び別紙2-1別添)

(又は、

- ・日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払交付金に係る推進事業)推進組織推進事業実施計画書(日
本型実施要領様式第3号の別紙3-1及び別紙3-1別添)

(注意)

- 1 交付申請額の右側に括弧書きで、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額し
た金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれ
ぞれ記入すること。
- 2 提出先は、市町村長にあっては所管する農業振興事務所長、推進組織の長にあっては栃木県知事と
する。

(規則の別記様式第1-2・別添)

平成〇〇年度栃木県多面的機能支払交付金（多面的機能支払推進交付金）収支予算

1 事業完了予定年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

2 収支予算

(1) 収入の部

本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備考
		増	減	
円	円	円	円	

(2) 支出の部

本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備考
		増	減	
円	円	円	円	

(注意)

規則の別記様式第1-2「平成〇〇年度栃木県多面的機能支払事業費補助金（多面的機能支払推進交付金）交付申請書」の提出に際し添付すること。

(別記様式第 1 - 1 号)

番 号
平成 年 月 日

〇〇農業振興事務所長 〇〇 〇〇 様

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 印

平成〇〇年度 栃木県多面的機能支払事業費補助金（多面的機能支払交付金）変更承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で交付決定通知のあった事業の実施について、計画を変更し〔栃木県多面的機能支払事業費補助金（多面的機能支払交付金）金〇〇〇,〇〇〇円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、栃木県多面的機能支払事業費補助金交付要領第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

※記載上の注意：金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除くこと。

記

【変更承認申請額】

多面的機能支払交付金

(1) 農地維持支払交付金

(〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (〇〇))
〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (〇〇)

(2) 資源向上支払交付金

(〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (〇〇))
〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (〇〇)

計

(〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (〇〇))
〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (〇〇)

【添付書類】

・多面的機能支払交付金事業実施計画書（多面実施要領様式第 3 - 4 号の別紙 1）

(注意)

交付申請額の右側に括弧書きで、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(別記様式第1-2号)

番 号
平成 年 月 日

〇〇農業振興事務所長 〇〇 〇〇 様
(又は
栃木県知事 〇〇 〇〇 様)

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 印
(又は 住 所
〇〇協議会長 〇〇 〇〇 印)

平成〇〇年度 栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払推進交付金)変更承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で交付決定通知のあった事業の実施について、計画を変更し〔栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払推進交付金)金〇〇〇〇〇〇円の追加交付(減額承認)を受け〕たいので、栃木県多面的機能支払事業費補助金交付要領第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

※記載上の注意：金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除くこと。

記

【変更承認申請額】

多面的機能支払推進交付金

(1) 市町村推進事業

(又は、

(2) 推進組織推進事業)

〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(〇〇)

【添付書類】

・日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払交付金に係る推進事業市町村推進事業)実施計画書(変更)(日本型実施要領様式第2号の別紙2-1及び別紙2-1別添)

(又は、

・日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払交付金に係る推進事業推進組織推進事業)実施計画書(変更)(日本型実施要領様式第3号の別紙3-1及び別紙3-1別添)

(注意)

- 1 交付申請額の右側に括弧書きで、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 2 提出先は、市町村長にあっては所管する農業振興事務所長、推進組織の長にあっては栃木県知事とする。

(別記様式第1-2号・別添)

平成〇〇年度栃木県多面的機能支払交付金(多面的機能支払推進交付金)収支予算(変更)

1 事業完了予定年月日
平成〇〇年〇〇月〇〇日

2 収支予算

(1) 収入の部

本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備考
		増	減	
円	円	円	円	

(2) 支出の部

本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備考
		増	減	
円	円	円	円	

(注意)

- 1 別記様式第1-2号「平成〇〇年度栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払推進交付金)変更承認申請書」の提出に際し添付すること。
- 2 収支予算から変更となった部分について容易に比較できるよう、変更部分を二段書とし、変更前を()書で上段に記載する。

(規則の別記様式第2-1・状況報告用)

番 号
平成 年 月 日

〇〇農業振興事務所長 〇〇 〇〇 様

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 印

平成〇〇年度栃木県多面的機能支払事業費補助金（多面的機能支払交付金）
に係る状況報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で栃木県多面的機能支払事業費補助金（多面的機能支払交付金）の交付の決定の通知があった栃木県多面的機能支払事業費補助金（多面的機能支払交付金）について、栃木県補助金等交付規則第11条の規定により、その状況を関係書類を添えて報告します。

記

【関係書類】

- ・ 平成 年度 栃木県多面的機能支払事業費補助金（多面的機能支払交付金）
遂行状況報告書（別記様式第2-1号）

(規則の別記様式第2-2・状況報告用)

番 号
平成 年 月 日

〇〇農業振興事務所長 〇〇 〇〇 様
(又は
栃木県知事 〇〇 〇〇 様)

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 印
(又は 住 所
〇〇協議会長 〇〇 〇〇 印)

平成〇〇年度栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払推進交付金)に係る状況報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払推進交付金)の交付の決定の通知があった栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払推進交付金)について、栃木県補助金等交付規則第11条の規定により、その状況を関係書類を添えて報告します。

記

【関係書類】

平成 年度 栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払推進交付金) 遂行状況報告書(別記様式第2-2号)

(注意)

提出先は、市町村長にあっては所管する農業振興事務所長、推進組織の長にあっては栃木県知事とする。

(別記様式第2-1号)

平成〇〇年度栃木県多面的機能支払事業費補助金（多面的機能支払交付金）
遂行状況報告書

〇〇市町村

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

区 分	計画 【A】	出来高 【B】	進捗度 【B/A】	備考
1 多面的機能支払交付金	円	円	円	
(1) 農地維持支払交付金及 び資源向上支払交付金				
(2) 資源向上支払交資源向 上支払交付金				

(別記様式第2-2号)

平成〇〇年度栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払推進交付金) 遂行状況報告書

〇〇市町村
(又は、
〇〇協議会)

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

区 分	計画 【A】	出来高 【B】	進捗度 【B/A】	備考
	円	円	円	
2 多面的機能支払推進交付金				
(1) 市町村推進事業				
(2) 推進組織推進事業				

(規則の別記様式第2-1・実績報告用)

番 号
平成 年 月 日

〇〇農業振興事務所長 〇〇 〇〇 様

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 印

平成〇〇年度 栃木県多面的機能支払事業費補助金（多面的機能支払交付金）に係る実績報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で栃木県多面的機能支払事業費補助金（多面的機能支払交付金）の交付の決定の通知があった栃木県多面的機能支払事業費補助金（多面的機能支払交付金）について、栃木県補助金等交付規則第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

【関係書類】

・平成 年度 多面的機能支払交付金事業実績報告書

(多面実施要領様式第3-4号の別紙1)

(規則の別記様式第2-2・実績報告用)

番 号
平成 年 月 日

〇〇農業振興事務所長 〇〇 〇〇 様
(又は
栃木県知事 〇〇 〇〇 様)

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 印
(又は 住 所
〇〇協議会長 〇〇 〇〇 印)

平成〇〇年度 栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払推進交付金)に係る実績報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払推進交付金)の交付の決定の通知があった栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払推進交付金)について、栃木県補助金等交付規則第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

【関係書類】

- ・平成 年度 日本型直接支払交付金(多面的機能支払交付金に係る市町村推進事業)実績報告書(日本型実施要領様式第2号の別紙2-1及び別紙2-1別添)
- (又は、
- ・平成 年度 日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払交付金に係る推進事業推進組織推進事業)実績報告書(日本型実施要領様式第3号の別紙3-1及び別紙3-1別添))

(注意)

提出先は、市町村長にあっては所管する農業振興事務所長、推進組織の長にあっては栃木県知事とする。

(規則の別記様式第2-2・別添)

平成〇〇年度栃木県多面的機能支払交付金(多面的機能支払推進交付金)収支精算

1 事業完了年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

2 収支精算

(1) 収入の部

本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備考
		増	減	
円	円	円	円	

(2) 支出の部

本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備考
		増	減	
円	円	円	円	

(注意)

規則の別記様式第2-2「平成〇〇年度栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払推進交付金)に係る実績報告書」の提出に際し添付すること。

(規則の別記様式第4-1・精算払請求用)

平成〇〇年度栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払交付金)
交付請求書

金〇〇〇,〇〇〇円

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で額の確定の通知があった栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払交付金)を上記のとおり交付されるよう栃木県補助金等交付規則第18条の規定により請求します。

平成 年 月 日

〇〇農業振興事務所長 〇〇 〇〇 様

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 印

(振込先)

金融機関名	銀行	支店
口座名義人		
口座番号	当座 ・ 普通	

【交付請求内訳】

1 多面的機能支払交付金	
(1) 農地維持支払交付金	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(〇〇)
(2) 資源向上支払交付金	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(〇〇)
計	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(〇〇)

(規則の別記様式第4-2・精算払請求用)

平成〇〇年度栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払推進交付金)交付請求書

金〇〇〇,〇〇〇円

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で額の確定の通知があった栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払推進交付金)を上記のとおり交付されるよう栃木県補助金等交付規則第18条の規定により請求します。

平成 年 月 日

〇〇農業振興事務所長 〇〇 〇〇 様
(又は
栃木県知事 〇〇 〇〇 様)

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 印
(又は 住 所
〇〇協議会長 〇〇 〇〇 印)

(振込先)

金融機関名	銀行	支店
口座名義人		
口座番号	当座 ・ 普通	

(規則の別記様式第4-1・概算払請求用(参考様式))

平成〇〇年度 栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払交付金)
概算払請求書

金〇〇〇,〇〇〇円

平成〇〇年〇月〇〇日付け栃木県指令〇〇第〇〇〇〇号で交付決定の通知のあった栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払交付金)を上記のとおり交付されるよう栃木県補助金等交付規則第19条の規定により請求します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県〇〇〇〇〇農業振興事務所長 〇〇 〇〇 様

〇〇市町長 〇〇 〇〇 印

(今回概算払請求の内訳)

補助金名	交付決定額	既受領額	今回請求額	残額
1 多面的機能支払交付金	円	円	円	円
(1) 農地維持支払交付金				
(2) 資源向上支払交付金				
計				

(振込先)

金融機関名	銀行		支店
口座名義人			
口座の種別	当座 ・ 普通	口座番号	

(規則の別記様式第4-2・概算払請求用(参考様式))

平成〇〇年度 栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払推進交付金) 概算払請求書

金〇〇〇,〇〇〇円

平成〇〇年〇月〇〇日付け栃木県指令〇〇第〇〇〇〇号で交付決定の通知のあった栃木県多面的機能支払事業費補助金(多面的機能支払推進交付金)を上記のとおり交付されるよう栃木県補助金等交付規則第19条の規定により請求します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇農業振興事務所長 〇〇 〇〇 様
(又は
栃木県知事 〇〇 〇〇 様)

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 印
(又は 住 所
〇〇協議会長 〇〇 〇〇 印)

(今回概算払請求の内訳)

補助金名	交付決定額	既受領額	今回請求額	残額
1 多面的機能支払推進交付金 (1) 市町村推進事業 (又は、 (2) 推進組織推進事業)	円	円	円	円

(振込先)

金融機関名	銀行			支店
口座名義人				
口座の種別	当座 ・ 普通	口座番号		

別記様式第3-1号（第8条関係）

平成〇〇年度多面的機能支払事業費補助金（多面的機能支払交付金）の消費税仕入控除税額報告書

番 号
平成 年 月 日

〇〇農業振興事務所長 〇〇 〇〇 様

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった栃木県多面的機能支払事業費補助金（多面的機能支払交付金）について、栃木県多面的機能支払事業費補助金交付要領第8条第3項に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | |
|---|----------|
| 1 規則第16条の交付金の額の確定額
(平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金〇〇〇〇〇〇円 |
| 2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金〇〇〇〇〇〇円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した
消費税仕入控除税額 | 金〇〇〇〇〇〇円 |
| 4 補助金返還相当額 | 金〇〇〇〇〇〇円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を提出すること。

なお、推進組織又は対象組織が法人格を有しない場合は、全ての構成員分を添付すること

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・推進組織又は対象組織が、消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を提出すること。

- ・金銭出納簿その他必要な資料又はその写しを添付すること。
- ・推進組織又は対象組織が、法人であり、かつ、免税事業者の場合は、事業の実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書、売上高を確認できる書類
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける推進組織又は対象組織の場合は、事業の実施年度における消費税確定申告書（簡易課税）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・推進組織又は対象組織が、消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第3-2号（第8条関係）

平成〇〇年度多面的機能支払事業費補助金（多面的機能支払推進交付金）の消費税仕入控除税額報告書

番 号
平成 年 月 日

〇〇農業振興事務所長 〇〇 〇〇 様
(又は
栃木県知事 〇〇 〇〇 様)

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 印
(又は 住 所
推進組織の長 〇〇 〇〇 印)

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった栃木県多面的機能支払事業費補助金（多面的機能支払推進交付金）について、栃木県多面的機能支払事業費補助金交付要領第8条第3項に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | |
|---|----------|
| 1 規則第16条の交付金の額の確定額
(平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金〇〇〇〇〇〇円 |
| 2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金〇〇〇〇〇〇円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した
消費税仕入控除税額 | 金〇〇〇〇〇〇円 |
| 4 補助金返還相当額 | 金〇〇〇〇〇〇円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を提出すること。

なお、推進組織又は対象組織が法人格を有しない場合は、全ての構成員分を添付すること

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・推進組織又は対象組織が、消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を提出すること。

- ・金銭出納簿その他必要な資料又はその写しを添付すること。
- ・推進組織又は対象組織が、法人であり、かつ、免税事業者の場合は、事業の実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書、売上高を確認できる書類
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける推進組織又は対象組織の場合は、事業の実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・推進組織又は対象組織が、消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料